

議 長 日程第8「認定第5号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を説明いたします。

302ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,651万3,856円、歳出総額4,151万8,774円、歳入歳出差引額は499万5,082円、繰越額はございませんので、実質収支額は499万5,082円でございます。

304ページ、305ページをお願いいたします。歳入です。款1、事業収入、項・目ともに給水収入、節1、水道使用料につきましては、1,344万7,701円でございます。収納率は94.7%でございます。

節2、滞納繰越分26万5,072円、収納率は19.5%でございます。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として、水道使用料の基本料金を減免する処理を実施したため、減免する前の本来の水道使用料は1,539万4,646円で、減免した額は194万6,945円でございます。この金額は、一般会計より繰入金として繰り入れております。

款の2、分担金及び負担金、項・目・節ともに負担金につきましては、加入負担金は13ミリ、新規1件、20ミリ、新規1件、合計2件分でございます。消火栓維持管理負担金は、消火栓75基分の維持管理費としまして、一般会計より収入しております。

款3、使用料及び手数料、項・目・節ともに手数料につきましては、給水工事の際の検査・審査手数料及び給水の中止・開始に伴う手数料でございます。

款4、繰入金、項・目・節ともに一般会計繰入金につきましては、長期償元金と利子の償還金、コロナ対策による水道料減免分に充当するものでございます。

款5、繰越金の前年度繰越金は、806万138円でございます。

306、307ページをお願いいたします。款7、町債につきましては、宮地田代水源送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源第1送水ポンプ緊急更新工事に係る起債でございます。

308、309ページをお願いいたします。歳出です。款1、事業費、項・目ともに管理費です。備考欄をお願いいたします。0101、管理的経費の主な支出としまして、10、需用費のうち光熱水費は水源3か所の取水ポンプ並びに6か所の送水ポンプの電気料、修繕費は漏水5件と施設修理費でございます。12、委託料のうち、水道使用量検針業務委託料は、検針員に対する業務委託でございます。量水器交換委託は、計量法によるメーター器の交換で、当年度は9器交換しております。水質検査委託料は、各水源5か所での水質検査と一般家庭6か所で行う水質検査及び放射性物質水質検査でございます。緊急遮断弁点検委託料は、配水池において毎年点検を行っているものでございます。17、備品購入費は、量水器交換に使用する量水器水道メーターでございます。27、繰出金につきましては、上水道事業会計で納付書の発行や伝票処理などを行っている関係で、人件費相当分を上水道事業会計へ繰り出すものでございます。

0201、会計年度任用職員給与費につきましては、水道施設管理業務従事者報酬、3名分で、業務の内容としましては水道施設点検、残留塩素測定、施設地内の草刈り等でございます。

0103、投資的事業につきましては、310、311ページをお願いいたします。宮地田代水源送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源第1送水ポンプ緊急更新工事を行いました。

公債費につきましては、長期債元金22件分、長期債利子26件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点か、2点かな。お伺いしたいと思います。まず、ページ305ページです。ね、一般会計繰入金ということで、1,708万円の繰入れがありまして、説明によりますと、公債費の元金、利子が1,600万ですか。という部分だというふうに理解、説明を頂きました。平成…令和5年度までにですね、公営企業会計へ簡易水道事業会計が移行をするという国の総務省のですね、方針の中で、簡易水道事業会計を今後どのように考えていくかということで、またそういった繰入金の中で対応できるというのは、令和今度は6年度以降ですね、従前の公

債費に係る元利償還金はですね、そのまま一般会計でも対応できるというような説明を前に頂いているかと思いますが、令和6年度以降にですね、行う投資的事業に係る借入分の公債費もですね、同様に今までとですね、従前に一般会計からの繰り出しで対応できるのかどうかについて、お伺いをします。

それとですね、今まで一般質問等で公営企業会計化、簡易水道事業の公営企業会計化についての質問をされてきましたが、それについてはですね、水道事業の運営審議会の中で諮っていくというふうな説明をされております。令和5年度までにということで、あと1年ちょっとしかないという段階の中で、そういう運営審議会の状況がどうであったかについて、お知らせ頂きたいと思えます。

環境上下水道課長

まず、企業会計化された後の繰入れについてなんですが、毎年国のほうから繰入れ基準というのが送られてきております。その中で、簡易水道という名称のままであれば、今までと変わらないということで、公債費につきましても今までと全く同じように、一般会計から繰り入れることができるというふうにされております。

審議会のほうにつきましては、現在ですね、町の状況、あと審議会の委員さんのほうから、このようなものを出してほしいということで、今、水道のほうは企業会計で、簡易水道のほうは特別会計ということで、なかなか比較が難しいということで、簡易水道関係につきましても、企業会計と同じような表を作って比較をさせてくれということで、まだそのような途中の段階です。こちらからはいろいろな町の状況、メリットだったりデメリットだったりを出して、まだ審議をやっている途中でございます。以上です。

6 番 井 上

回答ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、令和6年度以降のですね、投資的事業の中で、やはり公債費対応をしなければいけないという事業も、簡易水道事業会計という名称であれば従前と同じく、一般会計からの繰入れで借入金に対する元利償還金は一般会計から繰入れができるということだというふうには思いましたが、それでよろしいのかと。もしですね、上水道事業とですね、一体化するという方向になった場合は、当然ですね、その部分に

については上水道事業会計の中で、そういった会計処理をされるということですので、その部分、簡易水道…旧ですね、旧となった場合には、簡易水道の地域内の事業についてはですね、やはり一般会計じゃなく、上水道事業会計の本来の自主的な経営の中で対応されるというふうな理解でよろしいでしょうか。

環境上下水道課長 はい、そのとおりでございます。

6 番 井 上 ありがとうございます。それでしたらね、やはり今後ですね、令和5年度、4年度も幾らもないんですけれども、令和5年度の中でですね、ある程度、移行するに必要なですね、やはり投資的事業というものが、大分配水管等ですね、老朽化している部分があるというふうな話も聞いていますので、そういった部分をですね、今後どのように考えていかれるのか、方針等があればですね、お示し頂きたいと思います。

環境上下水道課長 簡易水道事業につきましては、寄地区に複数の組合水道として始まっております。その組合水道が統合を進めてきたということで、町へ移管されたわけなんですけど、十分な施設でない部分も多くございます。そういった部分も含めまして、投資的なものというのは残されているわけなんですけど、今までも町の方針としては、基盤的な、新たなものに関しては一般会計のほうから繰入れを行う。維持管理だったり更新に関しては、会計内で行うという方針は変わりません。なので、会計自体がなかなか簡易水道関係自体があまり裕福じゃないというか、大変な会計でございますので、その辺はできるだけ管などの延命化等を行った上で、使用料の見直し等もこういうような御時世でございますので、町民負担、なかなかできないと思いますので、その辺を考えた上で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 分かりました。実際にはですね、今後ですね、運営審議会の報告を受けてですね、町のほうが上水道事業会計と簡易水道事業会計、どのようにされるのかということの方針ができるだけ早くですね、やっていかないと、もう残されたのはあと1年とちょっとという期間の中で、町民への周知、例えば町民の負担増とかですね、旧簡易水道地域内の住民の負担増につながる部分もあろうかというふうに思いますので、できるだけそういう方針を早く立てないとはですね、

令和6年度からの移行には大変なのかなというふうに思いますので、その辺を努力していただきたいということで、質問のほうは終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第5号令和3年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時より再開いたします。

(11時40分)